

公表基準等の解説

企業会計基準適用指針公開草案第71号（企業会計基準適用指針第31号の改正案）「時価の算定に関する会計基準の適用指針（案）」の概要

ASBJ 専門研究員 さかね しょうた
坂根 将太

I. はじめに

企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）は、2021年1月18日に、企業会計基準適用指針公開草案第71号（企業会計基準適用指針第31号の改正案）「時価の算定に関する会計基準の適用指針（案）」（以下「本公開草案」という。）を公表¹した。コメント募集期間は、2021年3月18日までとなっている。本稿では、本公開草案の概要を紹介する。なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見であり、企業会計基準委員会の見解を示すものではないことを、あらかじめ申し添える。

II. 本公開草案公表の経緯

2019年7月4日に、金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、国際的な会計基準との整合性を図る取組みとして、企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」（以下「時価算定会計基準」という。）等を公表した。その際、併せて公表した企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」において、投資信託の時価の算定に関しては、関係者との協議等に一定の期間が

必要と考えられるため、時価算定会計基準公表後概ね1年をかけて検討を行うこととし、その後、投資信託に関する取扱いを改正する際に、当該改正に関する適用時期を定めることとしていた。

また、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」第132項及び第308項）の時価の注記についても、一定の検討を要するため、上記の投資信託に関する取扱いを改正する際に取扱いを明らかにすることとしていた。

これらの経緯を踏まえ、投資信託の時価の算定及び貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いについて審議を行ったうえ、本公開草案を公表するに至っている。

III. 本公開草案の概要

1. 投資信託の時価の算定に関する取扱い

本公開草案では、投資信託²の時価の算定について、投資信託財産が時価算定会計基準の対象に含まれる金融商品である投資信託及び投資信託財産が時価算定会計基準の対象に含まれない不動産である投資信託に区分したうえで、そ

1 本公開草案の全文については、ASBJのウェブサイト（https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/exposure_draft/y2021/2021-0118.html）を参照のこと。

2 本公開草案では、契約型及び会社型の双方の形態を含むとしている。

それぞれの取扱いを提案している。

また、投資信託財産が不動産である投資信託については、後述のとおり、時価を把握することが極めて困難と認められるため取得原価をもって貸借対照表価額としている実務もみられ、時価の算定に関する取扱いの前提として、貸借対照表価額を時価に統一するか否かについても検討し提案している。

(1) 投資信託財産が金融商品である投資信託の取扱い

① 時価の算定に関する取扱い

市場における取引価格が存在する場合

時価算定会計基準に定める時価の定義により、金融商品取引所等の市場に上場している投資信託で市場における取引価格が存在する場合、通常は当該価格が時価になると考えられる。

市場における取引価格が存在せず、かつ、解約又は買戻請求（以下合わせて「解約等」という。）に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合

市場における取引価格が存在せず、一般に基準価額による解約等が主要な清算手段となっている投資信託については、投資信託の購入及び解約等の際の基準となる基準価額を出口価格として取り扱うことができると考え、基準価額を時価とすることを提案している。ただし、時価算定会計基準における時価の定義を満たす、他の算定方法により算定された価格の利用を妨げるものではないとしている。

なお、基準価額は投資信託委託会社等が公表するものであり、第三者から入手した相場価格として、時価算定会計基準に従って算定されたものであると判断する必要があるが、上記の基準価額を時価とする取扱いを適用する場合、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がなく、当該基準価額で解約できることで、当該判断ができることを提案している。

市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合

市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合³は、時価を算定する際に考慮する資産の特性に該当し、基準価額を基礎として時価を算定する場合には何らかの調整が必要になるものと考えられる。

ここで、基準価額に対して調整を行うことを求めた場合、投資信託が業種を問わず広く保有されていることを踏まえると、その影響も広範囲にわたることが予想され、実務的な対応に困難を伴うことが想定される。そのため、投資信託を構成する個々の投資信託財産の評価について、時価算定会計基準と整合する評価基準が用いられていると考えられる次のいずれかに該当するときは、基準価額を時価とみなすことができることを提案している。

- i. 当該投資信託の財務諸表が国際財務報告基準（IFRS）又は米国会計基準に従い作成さ

3 「解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合」には、例えば、次のような制限のみがある場合は該当しないことを提案している。

- (1) 条件が満たされる蓋然性が低い条件付きの解約制限（金融商品取引所等の取引停止などやむを得ない事情がある場合にのみ、一部解約等を制限する場合など）
- (2) 解約に応じる投資信託委託会社の事務手続の便宜のための最低解約額の設定
- (3) 解約可能日が定期的に設定されており、その間隔が短い（例えば、1か月程度）もの

れている場合

- ii. 当該投資信託の財務諸表がIFRS及び米国会計基準以外の会計基準に従い作成され、当該会計基準における時価の算定に関する定めがIFRS第13号「公正価値測定」又はAccounting Standards Codification（米国財務会計基準審議会（FASB）による会計基準のコード化体系）のTopic 820「公正価値測定」と概ね同等であると判断される場合
- iii. 当該投資信託の投資信託財産について、一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則⁴」に従い評価が行われている場合

また、海外の法令に基づいて設定される投資信託に対して、上記の取扱いを適用する際、情報の入手が困難である可能性があることを踏まえ、時価の算定日と基準価額の算定日との間の期間が短い（通常は1か月程度と考えられるが、投資信託財産の流動性などの特性も考慮する。）場合に限り、基準価額を時価とみなすことができることを提案している。

なお、上記の基準価額を時価とみなす取扱いを適用する場合、上記iからiiiのいずれかに該当することで、第三者から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであると判断することができることを提案している。

② 時価のレベルの分類及び開示

上記の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した場合、基準価額に対して解約等に関する制限に起因する所定の調整はなされないため、調整を行った場合に利用するインプットのレベルについても把握されない。このような状況において時価算定会計基準に従って分類された時価のレベルごとの内訳に、インプットのレベルが

把握されず、他の金融商品とは別のルールによってレベルの分類を行った時価が混在すると、財務諸表利用者にとって有用な情報とならないものと考えられるため、時価のレベルごとの内訳等に関する事項を注記しないことを提案している。

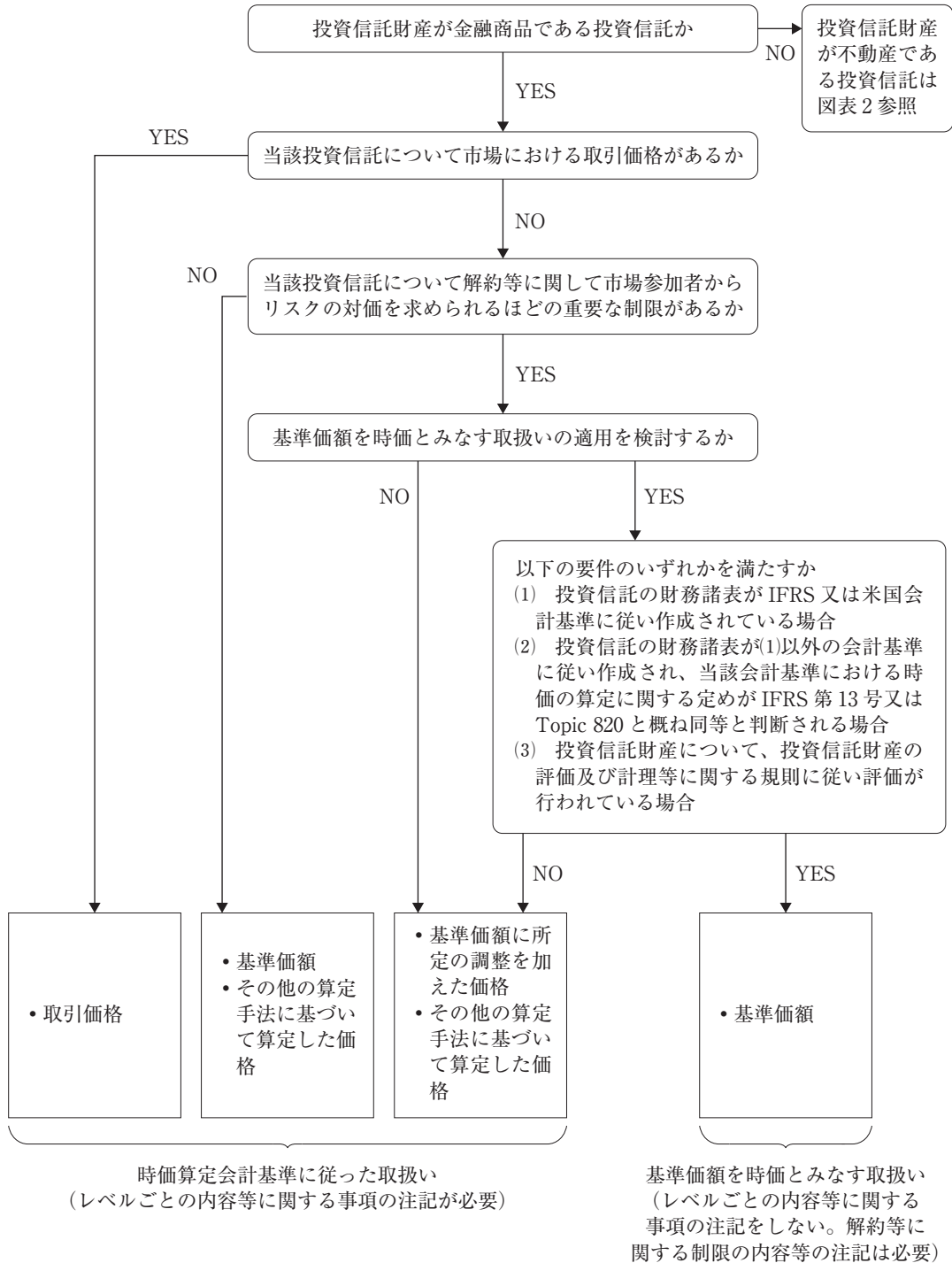
一方で、当該取扱いを適用するものについては、仮に時価算定会計基準に従って時価のレベルを分類した場合、レベル3に該当することが多いと考えられるため、レベル3に該当した場合に求められる注記のうち、期首残高から期末残高への調整表を注記することとし、そのほか、当該取扱いを適用している投資信託が財務諸表に及ぼす影響について理解するために最低限必要とされる情報を提供するため、次の内容を注記することを提案している。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しないことを提案している。

- i. 基準価額を時価とみなす取扱いを適用しており、時価のレベルごとの内訳等に関する事項を注記していない旨
- ii. 基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託の貸借対照表計上額の合計額
- iii. iiの合計額に重要性がない場合を除き、iiの期首残高から期末残高への調整表
- iv. iiの合計額に重要性がない場合を除き、iiの時価算定日における解約等に関する制限の内容ごとの内訳

以上で説明した投資信託財産が金融商品である投資信託の取扱いについて、フローチャートで示したものが図表1である。

4 一般社団法人投資信託協会において、時価算定会計基準を踏まえた改正案が2021年1月14日に公表されている。本件について、同協会は2021年2月15日まで意見を募集したうえ、寄せられた意見に対する修正事項等の検討を行い、2021年3月に当該規則の改正を行うことを目標としている。

【図表 1】 投資信託財産が金融商品である投資信託の時価に関するフローチャート



(2) 投資信託財産が不動産である投資信託の取扱い

① 投資信託財産が不動産である投資信託の貸借対照表価額

市場価格のない投資信託財産が不動産である投資信託については、特段の定めがないことに起因して、実務上、会計処理に多様性が生じており、時価をもって貸借対照表価額としているケースと、時価を把握することが極めて困難と認められるため取得原価をもって貸借対照表価額としているケースが識別されている。

ここで、時価算定会計基準においては、時価のレベルに関する概念を取り入れ、たとえ観察可能なインプットを入手できない場合であっても、入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットを用いて時価を算定することとしているため、このような時価の考え方の下では、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は想定されないとしており、市場価格のない株式等を除き、時価をもって貸借対照表価額とすることとしている。また、投資信託財産が不動産である投資信託であったとしても、投資信託財産が金融商品である投資信託と同様に通常は金融投資目的で保有される金融資産であると考えられ、時価をもって貸借対照表価額とすることは、財務諸表利用者に対する有用な財務情報の提供につながるものと考えられる。

これらを踏まえ、市場価格のない投資信託財産が不動産である投資信託について、時価をもって貸借対照表価額とすることで会計処理を統一することを提案している。

② 時価の算定に関する取扱い

市場における取引価格が存在する場合

市場における取引価格が存在する場合、投資信託財産が金融商品である投資信託と同様、通常は当該価格が時価になると考えられる。

市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合

市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、投資信託財産が金融商品である投資信託と同様、基準価額を時価とすることを提案している。

なお、上記の基準価額を時価とする取扱いを適用する場合、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がなく、当該基準価額で解約できることで、第三者から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであると判断することができることを提案している。

市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合

市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合、基準価額に何らかの調整が必要になるものと考えられるが、投資信託財産が金融商品である投資信託と同様、基準価額を時価とみなすことができることを提案している。

ここで、投資信託財産である不動産については、時価の算定が時価算定会計基準の対象に含まれないことから、当該投資信託を構成する個々の投資信託財産の評価について時価算定会計基準と整合する評価基準が用いられている等の要件は設けないことを提案している。

なお、基準価額を時価として用いる場合には、当該基準価額の適切性を確認することになるが、上記の基準価額を時価とみなす取扱いを適用する場合、投資信託財産である不動産の時価の算定が時価算定会計基準の対象に含まれないことから、投資信託財産の評価が時価算定会

計基準に基づいているか否かを確認することにより、基準価額が時価算定会計基準に従って算定されたものであるか否かを判断することが困難であることが考えられる。したがって、第三者から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであるとの判断は要しないことを提案している。

③ 時価のレベルの分類及び開示

上記の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した場合、投資信託財産が金融商品である投資信託と同様、時価のレベルごとの内訳等に関する事項を注記しないこととし、その場合、次の内容を注記することを提案している。また、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しないことを提案している。

- i. 基準価額を時価とみなす取扱いを適用しており、時価のレベルごとの内訳等に関する事項を注記していない旨
- ii. 基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託の貸借対照表計上額の合計額
- iii. iiの合計額に重要性がない場合を除き、iiの期首残高から期末残高への調整表

なお、上記のとおり、投資信託財産である不動産については、時価の算定が時価算定会計基準の対象に含まれないことから、解約等に関する制限の内容の注記を求めたとしても、時価算定会計基準との差異を理解するための有用な情報にはならないと考えられるため、解約等に関する制限の内容の注記は求めないことを提案している。

以上で説明した投資信託財産が不動産である投資信託の取扱いについて、フローチャートで示したものが図表2である。

(3) 投資信託財産が金融商品である投資信託及び投資信託財産が不動産である投資信託の共通の取扱い

① 投資信託財産が金融商品と不動産の両方を含む場合

投資信託財産が金融商品と不動産の両方を含む場合、投資信託財産が金融商品である投資信託又は投資信託財産が不動産である投資信託のどちらの取扱いを適用するかは、企業が実態に合わせて判断することが必要となるため、投資信託財産に含まれる主要な資産等によって判断することを提案している。

② 投資信託財産が不動産の信託に係る受益権である場合

投資信託財産が不動産の信託に係る受益権である場合は、信託財産たる不動産そのものが投資信託財産であるのと同様に取り扱うことを提案している。

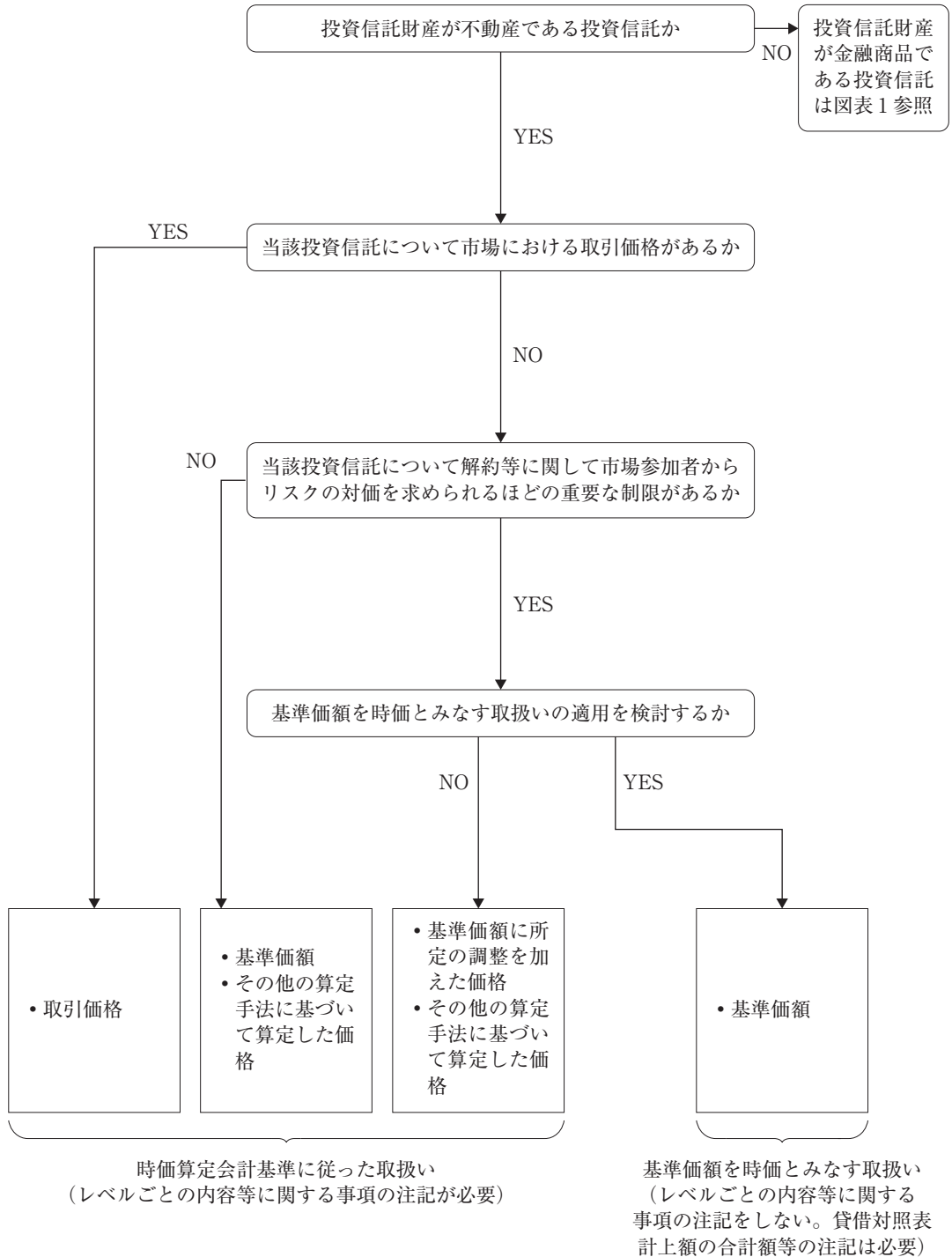
③ 信託財産留保額の取扱い

投資信託の解約等を行う際に、基準価額から所定の信託財産留保額を控除することが定められている場合がある。信託財産留保額は、投資信託における将来に発生することが見込まれる取引又は管理等にかかる費用に充当するために、投資信託財産内に留保されることとされている。このような性格を踏まえ、売却に要する付随費用と考えられるため、投資信託の時価の算定上の調整項目に含めないことを提案している。

2. 貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱い

組合等への出資は金融資産であるため、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」では、従来から時価の注記を求めているが、時価を把握することが極めて困難と認められるこ

【図表 2】 投資信託財産が不動産である投資信託の時価に関するフローチャート



とを理由に時価の注記を行っていないケースもみられた。

ここで、組合等への出資の会計処理については、有価証券とは異なり時価をもって貸借対照表価額とすることは求めておらず、どのようなケースで時価の注記を求めるかについては、どのようなケースで時価をもって貸借対照表価額とすることが必要であるかと併せて検討する必要があると考えられる。

したがって、会計処理について今後の検討課題であることを認識したうえで、本公開草案では、貸借対照表に持分相当額を純額で計上している組合等の出資については、時価の注記を要しないこととし、その場合、次の内容を注記することを提案している。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しないことを提案している。

- (1) 時価の注記を要しないとする取扱いを適用しており、時価の注記を行っていない旨
- (2) 時価の注記を要しないとする取扱いを適用した組合等への出資の貸借対照表計上額の合計額

3. 適用時期等

(1) 適用時期

時価算定会計基準は2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用されること、及び本公開草案による場合、企業にとって追加的な作業を要すると考えられる

ものの一定の実務への配慮を行っていることから、2022年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度における年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用することを提案している。

また、2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から早期適用することができることを提案している。

(2) 経過措置

本公開草案が最終化された場合の本適用指針の適用初年度においては、時価算定会計基準の適用初年度の経過措置における取扱いに合わせ、本公開草案が定める新たな会計方針（時価算定会計基準の定める時価を新たに算定する場合や取得原価をもって貸借対照表価額としていたものから時価をもって貸借対照表価額とする場合など）を将来にわたって適用し、その変更の内容について注記することを提案している。

IV. おわりに

本公開草案に対するコメントの締切りは、2021年3月18日である。ASBJでは、本公開草案に寄せられた意見を参考に、今後、本公開草案の取りまとめに向けた検討を続けていく予定である。引き続き、関係者のご理解とご協力をお願いしたい。